

児童手当(特例給付)受給者の皆さまへ

お問い合わせ 市役所社会福祉課 子育て支援室 子育て支援係 ☎63-5113

児童手当(特例給付)は、原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月までの分が支給されます。現在受給者である場合、2月から5月までの分(新規に認定された方は、認定通知書に記されている支給開始月から5月までの分)を、6月10日(火)に支給します。

また、支給額は下記のとおりとなりますので、6月の支払通知の郵送は省略させていただきます。

◆児童手当支給額(1人当たり月額) 所得制限限度額

○児童手当【所得制限限度額未満の方】

- ・3歳未満(一律) 15,000円
- ・3歳～小学校卒業まで
(第1子、第2子) 10,000円
(第3子以降) 15,000円
- ・中学生(一律) 10,000円

○特例給付【所得制限限度額以上の方】

一律 5,000円(1人当たり月額)

税扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

◆児童手当(特例給付)現況届のお知らせ

児童手当(特例給付)を受給されている方は、毎年、引き続き手当を受ける要件があるかを確認するための「現況届」を提出する必要があります。

提出が必要な方には、6月中旬に案内と現況届の用紙がご自宅に郵送されますので、**6月30日(月)までの間に**市役所社会福祉課、または、各支所・行政サービスセンターに提出してください。

現況届が提出されないと、6月分以降の児童手当の支払いが受けられませんので、必ず提出をお願いします。

◆子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成26年1月1日現在佐渡市に住所があり、佐渡市において平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給されている方には、**子育て世帯臨時特例給付金のご案内を児童手当(特例給付を含む)の現況届に同封し郵送する**予定です。児童手当現況届の提出とあわせて手続きをお願いします。

ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童は除きます。(臨時福祉給付金が優先されます。)

公務員の方については、職場から交付された「公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書」と申請書、印鑑をお持ちになり、**6月16日(月)から9月16日(火)までの間に**、市役所社会福祉課、または、各支所・行政サービスセンターで手続きをお願いします。

平成26年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

家事場のパパヂカラ

毎年6月23日から6月29日までは「男女共同参画週間」です

男性の皆さん、もっと家事・育児・介護・地域活動に関わっていきましょう。

市役所総合政策課 政策推進係 ☎63-3802